

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 倉敷子育てネットワーク・たんぽぽファミリーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、妊産婦や乳幼児とその親を対象に地域での子育て支援に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域子育て支援拠点事業
 - ② 保育事業
 - ③ ベビーマッサージ事業
 - ④ 子育て教室等子育て支援事業
 - ⑤ 親子ふれあいイベント事業
 - ⑥ 教育・研究及び交流事業
 - ⑦ 健康保険法に基づく訪問看護事業
 - ⑧ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ⑨ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ⑩ 母子保健法に基づく乳幼児、妊産婦等の保険指導及び訪問指導事業
 - ⑪ 児童福祉法及び母子保健法に基づく産後ケア事業
 - ⑫ 妊娠、出産、育児期におけるカウンセリング及び各種相談・支援事業
 - ⑬ 健康保険及び介護保険対象外の自費による訪問看護、育児支援、家事支援等の各種サービス事業
 - ⑭ その他上記事業に関連する付帯事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第11条 既納の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。また、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理 事 会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条** 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関

する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事業
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で定め

た者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	虫 明 さとみ
副理事長	大 森 久 子
副理事長	国 定 由美子
理事	渡 邊 慶 子
同	池 田 かえで
同	長谷川 吉 子
監事	虫 明 三佐子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算書は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年6月30日までとする。

附 則

平成24年9月1日定款変更
平成27年6月1日定款変更
平成28年7月1日定款変更
平成29年6月24日定款変更

令和 年 月 日定款変更

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人倉敷子育てネットワーク・たんぼぼファミリー

1 事業実施の方針

当法人は、地域における子育て支援の拠点として、子育て中の親子が安心して過ごせる環境を提供するとともに、保健・医療・福祉の多面的なアプローチを通じて、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

(1) 地域子育て支援拠点の充実と運営

倉敷市からの委託を受け、地域の子育て支援拠点「ひろば わたぼうし」を核とした運営を行います。育児参加促進や親子ふれあいイベントを継続的に実施し、子育て中の親子に対する地域密着型のサポートを展開します。

(2) 専門職による保健・福祉サービスの提供

健康保険法および介護保険法に基づく訪問看護・介護予防サービスを通じ、在宅での療養生活の維持や、専門職による自立支援を推進します。また、母子保健法に基づく妊産婦・乳幼児への訪問指導を行い、心身の健康管理と育児支援を強化します。

(3) 母子ケアおよび相談支援体制の強化

産前産後の心身の不調や、出産後の心理的ケア、発達相談など、多面的な悩みに応えるための相談支援事業を実施します。特に、助産師等の専門職による産後ケアや相談の場を提供し、家族の育児能力の向上を支えます。

(4) 公的制度を補完する柔軟なケアの展開

保険制度の枠組みでは対応が困難な長時間支援や夜間対応、日常的な家事代行など、利用者のニーズに合わせた自費サービスを提供します。これにより地域福祉の補完的役割を担い、産後1年未満の母子世帯を含めた多様な家庭への柔軟な支援を実現します。

(5) 啓発と交流の機会創出

子育ての課題や最新の知見について共有し、親同士や専門家とのネットワークを広げるため、年2回程度の講演会を開催し、子育てを社会全体で支える土壌を育成します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出予定額(千円)
① 地域子育て支援拠点事業 ② 保育事業 ③ ベビーマッサージ事業 ④ 子育て教室等子育て支援事業 ⑤ 親子ふれあいイベント事業	倉敷市からの受託事業として、「ひろば わたぼうし」の運営を通じ、月曜日から金曜日に地域の子育て家庭に対する支援を行う	月～金	ひろば わたぼうし	4人～6人	子育て中の親子1,000人	19,656
⑥ 教育・研究及び交流事業	講演会を開催し、情報の提供や相互交流の機会を創出する	年2回	ひろば わたぼうし	6人	子育て中の親子及びその支援者100人	200

⑦ 健康保険法に基づく訪問看護事業	医師の指示に基づき、傷病者または療養者に対し、在宅での療養生活を維持するための看護および医療処置を提供する					
⑧ 介護保険法に基づく居宅サービス事業	要介護・要支援状態にある者に対し、訪問看護、訪問リハビリテーション等のサービスを提供し、自立した在宅生活を支援する	月～金	各家庭	2人	子育て中の親子及びその支援者50人	2,400
⑨ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	加齢に伴う機能低下を抑制し、要介護状態への進行を予防するための、専門職による計画的な支援サービスを提供する					
⑩ 母子保健法に基づく乳幼児、妊産婦等の保険指導及び訪問指導事業	自治体からの委託を受け、妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、心身の健康管理および育児に関する専門的な指導を行う					
⑪ 児童福祉法及び母子保健法に基づく産後ケア事業	産前産後の心身に不調を抱える者に対し、助産師等の専門職による相談・ケアおよび休息の場を提供し、家族の育児能力の向上を支援する					
⑫ 妊娠、出産、育児期におけるカウンセリング及び各種相談・支援事業	出産後の心理的ケアや発達相談など、多面的な悩みに対応するための専門的な相談支援事業を行う					
⑬ 健康保険及び介護保険対象外の自費による訪問看護、育児支援、家事支援等の各種サービス事業	保険制度の枠組みでは対応が困難なニーズ（長時間支援、夜間対応、日常的な家事代行等）に対し、利用者の負担において柔軟なケアサービスを提供し、地域福祉の補完的役割を担う					
⑭ その他上記事業に関連する付帯事業	産後1年未満の母子がいる家庭を訪問し、家事支援や育児支援などの柔軟なケアを通じて、産後の生活をサポートする	月～金	各家庭	2人	産後1年未満の母子ある家庭30人	75

以上

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人倉敷子育てネットワーク・たんぼぼファミリー

1 事業実施の方針

当法人は、地域における子育て支援の拠点として、子育て中の親子が安心して過ごせる環境を提供するとともに、保健・医療・福祉の多面的なアプローチを通じて、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

(1) 地域子育て支援拠点の充実と運営

倉敷市からの委託を受け、地域の子育て支援拠点「ひろば わたぼうし」を核とした運営を行います。育児参加促進や親子ふれあいイベントを継続的に実施し、子育て中の親子に対する地域密着型のサポートを展開します。

(2) 専門職による保健・福祉サービスの提供

健康保険法および介護保険法に基づく訪問看護・介護予防サービスを通じ、在宅での療養生活の維持や、専門職による自立支援を推進します。また、母子保健法に基づく妊産婦・乳幼児への訪問指導を行い、心身の健康管理と育児支援を強化します。

(3) 母子ケアおよび相談支援体制の強化

産前産後の心身の不調や、出産後の心理的ケア、発達相談など、多面的な悩みに応えるための相談支援事業を実施します。特に、助産師等の専門職による産後ケアや相談の場を提供し、家族の育児能力の向上を支えます。

(4) 公的制度を補完する柔軟なケアの展開

保険制度の枠組みでは対応が困難な長時間支援や夜間対応、日常的な家事代行など、利用者のニーズに合わせた自費サービスを提供します。これにより地域福祉の補完的役割を担い、産後1年未満の母子世帯を含めた多様な家庭への柔軟な支援を実現します。

(5) 啓発と交流の機会創出

子育ての課題や最新の知見について共有し、親同士や専門家とのネットワークを広げるため、年2回程度の講演会を開催し、子育てを社会全体で支える土壌を育成します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出予定額(千円)
① 地域子育て支援拠点事業 ② 保育事業 ③ ベビーマッサージ事業 ④ 子育て教室等子育て支援事業 ⑤ 親子ふれあいイベント事業	倉敷市からの受託事業として、「ひろば わたぼうし」の運営を通じ、月曜日から金曜日に地域の子育て家庭に対する支援を行う	月～金	ひろば わたぼうし	4人～6人	子育て中の親子1,000人	20,000
⑥ 教育・研究及び交流事業	講演会を開催し、情報の提供や相互交流の機会を創出する	年2回	ひろば わたぼうし	6人	子育て中の親子及びその支援者100人	200

⑦ 健康保険法に基づく訪問看護事業	医師の指示に基づき、傷病者または療養者に対し、在宅での療養生活の維持するための看護および医療処置を提供する					
⑧ 介護保険法に基づく居宅サービス事業	要介護・要支援状態にある者に対し、訪問看護、訪問リハビリテーション等のサービスを提供し、自立した在宅生活を支援する	月～金	各家庭	2人	子育て中の親子及びその支援者50人	3,830
⑨ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	加齢に伴う機能低下を抑制し、要介護状態への進行を予防するための、専門職による計画的な支援サービスを提供する					
⑩ 母子保健法に基づく乳幼児、妊産婦等の保険指導及び訪問指導事業	自治体からの委託を受け、妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、心身の健康管理および育児に関する専門的な指導を行う					
⑪ 児童福祉法及び母子保健法に基づく産後ケア事業	産前産後の心身に不調を抱える者に対し、助産師等の専門職による相談・ケアおよび休息の場を提供し、家族の育児能力の向上を支援する					
⑫ 妊娠、出産、育児期におけるカウンセリング及び各種相談・支援事業	出産後の心理的ケアや発達相談など、多面的な悩みに対応するための専門的な相談支援事業を行う					
⑬ 健康保険及び介護保険対象外の自費による訪問看護、育児支援、家事支援等の各種サービス事業	保険制度の枠組みでは対応が困難なニーズ（長時間支援、夜間対応、日常的な家事代行等）に対し、利用者の負担において柔軟なケアサービスを提供し、地域福祉の補完的役割を担う					
⑭ その他上記事業に関連する付帯事業	産後1年未満の母子がいる家庭を訪問し、家事支援や育児支援などの柔軟なケアを通じて、産後の生活をサポートする	月～金	各家庭	2人	産後1年未満の母子ある家庭30人	75

以上

令和8年度活動予算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人倉敷子育てネットワーク・たんぽぽファミリー 自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取助成金	3,817,000	
受取補助金	2,500,000	6,317,000

【事業収益】

保育事業収益	3,245,000	
わたぼうし保育料	(300,000)	
その他補助	(2,945,000)	
受託事業収益	10,669,000	
その他事業収益	2,000,000	15,914,000

【その他収益】

受取 利息	15,000	
雑 収 益	50,000	65,000

経常収益 計

22,296,000

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

役員 報酬(事業)	3,600,000
給料 手当(事業)	9,000,000
法定福利費(事業)	1,200,000
通 勤 費(事業)	1,050,000
福利厚生費(事業)	200,000
人件費計	15,050,000

(その他経費)

売上 原価	1,000,000
業務委託費	15,000
諸 謝 金	30,000
印刷製本費(事業)	5,000
給食費(事業)	370,000
旅費交通費(事業)	150,000
車 両 費(事業)	193,000
通信運搬費(事業)	300,000
消耗品 費(事業)	400,000
イベント費(事業)	100,000
修 繕 費(事業)	100,000
水道光熱費(事業)	750,000
地代 家賃(事業)	2,946,000
賃 借 料(事業)	40,000
保 険 料(事業)	300,000
諸 会 費(事業)	40,000
租税 公課(事業)	51,700
研 修 費	10,000
支払手数料(事業)	30,000
雑 費(事業)	450,000
その他経費計	7,280,700

事業費 計

22,330,700

【管理費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

その他経費計	0
--------	---

安全衛生費

170,500

管理費 計

170,500

経常費用 計

22,501,200

当期経常増減額

△ 205,200

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

△ 205,200

当期正味財産増減額

△ 205,200

前期繰越正味財産額

2,516,869

次期繰越正味財産額

2,311,669

令和9年度活動予算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人倉敷子育てネットワーク・たんぽぽファミリー 自 令和9年4月1日 至 令和10年3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取助成金	4,000,000	
受取補助金	2,500,000	6,500,000

【事業収益】

保育事業収益	3,300,000	
わたぼうし保育料	(300,000)	
その他補助	(3,000,000)	
受託事業収益	11,000,000	
その他事業収益	4,000,000	18,300,000

【その他収益】

受取 利息	15,000	
雑 収 益	50,000	65,000

経常収益 計

24,865,000

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

役員 報酬(事業)	3,600,000
給料 手当(事業)	10,000,000
法定福利費(事業)	1,200,000
通 勤 費(事業)	1,050,000
福利厚生費(事業)	200,000
人件費計	16,050,000

(その他経費)

売上 原価	1,000,000
業務委託費	15,000
諸 謝 金	30,000
印刷製本費(事業)	5,000
給食費(事業)	400,000
旅費交通費(事業)	150,000
車 両 費(事業)	250,000
通信運搬費(事業)	300,000
消耗品 費(事業)	440,000
イベント費(事業)	100,000
修 繕 費(事業)	500,000
水道光熱費(事業)	800,000
地代 家賃(事業)	3,144,000
賃 借 料(事業)	40,000
保 険 料(事業)	300,000
諸 会 費(事業)	40,000
租税 公課(事業)	50,700
研 修 費	10,000
支払手数料(事業)	30,000
雑 費(事業)	450,000
その他経費計	8,054,700

事業費 計

24,104,700

【管理費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

その他経費計	0
--------	---

安全衛生費

170,500

管理費 計

170,500

経常費用 計

24,275,200

当期経常増減額

589,800

【経常外収益】

経常外収益 計	0
---------	---

【経常外費用】

経常外費用 計	0
---------	---

税引前当期正味財産増減額

589,800

当期正味財産増減額

589,800

前期繰越正味財産額

2,311,669

次期繰越正味財産額

2,901,469